

—事件報道から学ぶ—

イヤホン使用の自転車事故

今日（11月28日）の読売新聞朝刊に次のような記事がありました。

見出しに、「イヤホン自転車事故原因」「巻き添え主婦重傷」とあり、小見出しに「はねたのは他人…異例の書類送検」とあります。

内容は、東京都大田区で今年5月、主婦が車にはねられた事故が、イヤホンを付けて近くを走っていた自転車が原因だったとして、警視庁は今月27日、自転車に乗っていた大田区の医師の男（30歳）を重過失傷害と道路交通法違反（ひき逃げ）の容疑で東京地検に書類送検した。警察庁によると、直接、自転車が人をはねていない事故で、イヤホンの「ながら運転」が立件されるのは極めて異例。警視庁は、起訴を求める嚴重処分意見を付けた。

医師は、5月11日午前8時20分頃、イヤホンを付けたまま自転車を運転し、大田区南蒲田の五差路交差点で乗用車と出会い頭に接触。急ハンドルを切った車が、近くにいた自転車の主婦（44歳）をはねて重傷を負わせた。周囲の防犯カメラには、事故の後、壊れた自転車からタクシーに乗り換えて現場から走り去る医師の姿が映っていた。

女性は頭などを強く打って意識不明となり、意識を取り戻した現在もリハビリ治療中。医師が走っていた道路には、一時停止の標識があり、交差点の手前で止まる義務があったが、停止していなかった。イヤホンをしていたため、車の音にも気付かなかったとみられる。

警視庁は、医師がイヤホンを付けたまま交差点に入ったことで事故が起きたと判断したというもの。

今回報道された交通事故の事例から、私たちが学ぶべきことを挙げてみます。

まず、「イヤホンを付けたままの自転車運転」についてですが、自転車運転による危険を防止するため、平成27年6月に道路交通法が改正され、自転車運転者が、一定の危険な違反行為（信号無視、指定場所一時不停止、酒酔い運転等）をして、3年以内に2回以上摘発（赤切符処理）された場合には、自転車運転者講習を受けなければならないことになりました。

この違反行為の中には、「安全運転義務違反」も含まれています。これはハンドルやブレーキを確実に操作し、他人に危害を及ぼさないような方法、速度で運転しなければならないという規定であり、携帯電話を操作しながらの運転や傘差し運転が該当します。

そこで、イヤホンを付けたままの走行が、安全運転義務違反に当たるかどうかは、各都道府県で定めている道路交通規則や条例の規定に従うことになります。多くの都道府県で、周りの音が聞こえない音量でイヤホンを使用しての自転車運転を危険行為として捉えているようです。

なお、「ながら運運転」の危険性から、現在、罰則強化の機運が高まっています。また、交通違反取り締まりの際、イヤホン使用の自転車運転者に対し、事故防止の観点から、「自転車指導警告カード」を交付して指導・警告を行い、注意を喚起しています。

いずれにしろ、イヤホンで大音量の音楽を聴いていたことが原因で、近づく車に気付かず接触事故が起きた場合には、「安全運転義務違反」を問われるのは当然のことでしょう。イヤホンの音に集中すると、車の音や歩行者の声など周りの音が聞こえづらくなります。イヤホンを使用するの自転車運転は止めましょう。

次に、「直接、自転車が人をはねていない事故」についてです。

今回の事故は、イヤホンを付けて運転していた医師の自転車が、五差路交差点で乗用車と接触し、急ハンドルを切った乗用車が、近くにいた自転車の主婦をはねたという形態であります。

つまり、医師が運転していた自転車は主婦には接触していません。医師が自転車で走っていた道路には、一時停止の標識があったとのことであり、一時停止の場所で停止をせず、交差点に入る前に左右の安全確認を行わなかったこと、イヤホンをしていたため近付いてくる車の音に気付かなかったことが乗用車との接触につながったようです。

自転車を運転中にイヤホンの使用→一時不停止→乗用車との接触→乗用車が急ハンドル→乗用車が自転車の主婦をはねる→重傷を負わせる、この一連の因果関係から重傷事故の原因を発生させた医師に重大な過失があると判断され、重過失傷害罪の立件に至ったものと思います。

交差点での一時停止は当然のこと、必ず右・左を目視して、安全を確認してからの交差点進入を心掛けましょう。

また、「道路交通法違反（ひき逃げ）の容疑」ですが、医師は事故の後、壊れた自転車からタクシーに乗り換えて現場から走り去っており、その姿を周囲の防犯カメラが捉えているとのことでもあります。

自転車は、道路交通法上の軽車両であり、自転車運転者は、交通事故を起こした時には、直ちに車両の運転を停止すること、負傷者を救護すること、道路における危険を防止すること、事故の発生した日時・場所・負傷者数や負傷の程度などを警察官に報告することが義務付けられています。これを怠ると道路交通法違反となります。

負傷者の救護は、負傷者を自ら病院に搬送するか119番通報すること、負傷者を救急車に搬入すること、負傷者の受傷時の状況などを救急隊員に説明することなどです。また、事故現場における応急処置・応急手当も事故を起こした運転者には求められるところです。報道にあるような、警察官への報告義務を果たさず、事故現場から立ち去る行為は、「ひき逃げ」そのものです。

なお、記事には次の記載もあります。

警視庁は、自転車の取り締まりを強化しており、今年1月から10月の指導警告は約36万件。無灯火走行が約17万件で、イヤホンを付けた走行も5万6131件に上ったとのこと。留学生の皆さん、今回の報道を他人事と思わず、安全な自転車運転をしましょう。